

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議設置要綱

平成14年7月16日

杉区区発第 106号

(設置)

第1条 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の構築に伴う法制度上、技術上、運用上の諸問題について意見を聴くため、杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議（以下「調査会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調査会議は、次に掲げる事項について調査検討を行い、区長に報告する。

- (1) 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）第6条第1項に規定する必要な調査に関する事。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 調査会議は、住基ネットについて学識を有する者で、区長が委嘱する委員3人をもって構成する。

(会長)

第4条 調査会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、調査会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 調査会議は、会長が招集する。

- 2 調査会議は、必要があると認めるときは、情報通信技術における専門家の意見を聴くことができる。
- 3 調査会議の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 調査会議の庶務は、区民生活部区民課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、調査会議の調査検討結果の区長への報告をもって廃止する。

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム調査会議委員名簿

会長 田島 泰彦 上智大学教授

委員 稲垣 隆一 弁護士

委員 佐々木俊尚 ASCII (アスキー) 24編集部デスク